

亀山市ふれあい農園 利用者の心得

1 市民農園（ふれあい農園）とは

市が一定の期間、ミニ畑を市民に貸付け、野菜づくり等を楽しんでいただく施設です。当該施設は、市民の健康増進をはじめ、食や農業への理解向上、農業を通じた交流促進を目的としています。

市民農園（ふれあい農園）に関する基本事項は次のとおりです。

【基本事項】

1. 使用許可期間 2年間（使用開始年度の翌年度の3月31日まで）
2. 使用料 年額6,000円／区画（毎年、翌年度分を前納していただきます。）
3. 区画数 50区画（30㎡／区画・1使用者につき1区画まで）
4. 使用者 市内に住所を有する者（世帯又は団体で使用できます。）
5. 栽培従事時間 日の出から日没まで

※使用許可期間終了後は、改めて今回と同様の使用手続きが必要です。（自動更新は不可）
使用申込者多数の場合は、抽選となります。

なお、引き続き使用者となられた場合に限り、従前の区画を使用することができます。

2 遵守していただきたい事項

1. 使用許可区画以外の区画を使用しないこと。
2. 目的外利用しないこと。
3. 使用する権利を譲渡又は転貸しないこと。

※ただし、使用者の死亡・転出時は、使用者と同一世帯の者が届出により、使用を承継することができます。

4. 建物や工作物を設置しないこと。
5. 施設や設備を汚損・損傷しないこと。
6. 栽培する農作物は、高さが概ね2m以内の露地栽培の作物で、かつ、使用許可期間内に栽培が終了するものに限ること。
7. 栽培管理を怠らないとともに、周辺環境にも配慮して美化に努めること。

※栽培作物や農機具の紛失又は盗難をはじめ、農薬、病害虫等による隣接区画とのトラブルについては、当事者間で対処していただきます。

8. 農園の利用を取りやめる場合は、市民農園使用取りやめ届を提出するとともに、利用区画を原状に回復し、返還してください。

※「原状に回復し」とは、農作物、雑草、耕具類などのない状態にすること指します。

※原状回復が不十分な場合、やり直しをお願いすることがあります。

3 その他利用上の留意事項等

1. ふれあい農園の区域について
（本農園は、ロープ柵を境界として、公道又は民地に隣接しています。）

① 公道又は民地へゴミ等を投棄しないこと。

② 民地内に立ち入らないこと。

2. 進入口・駐車場について

① 自動車利用者は、必ず農園東側の進入口から進入し、農園駐車場に駐車すること。

② 公道又は民地内へは、絶対駐車しないこと。

③ 駐車場は台数に限りがあるため、時期や曜日等により混雑が予想されるときは、お近くの方は、極力自動車以外で来園下さい。

④ 進入口は、歩道と隣接していますので、必ず歩行者の安全を確認して下さい。

3. 農園内施設の利用について

① 区画

(1) 区画毎の境界は、各区画の4隅に設置してある境界杭（赤いプラスチック杭）間を結んだラインとします。（境界杭は、勝手に動かさないで下さい。）

(2) 畑と畑が隣接する箇所は、既に溝が切っておりますので、その幅（鍬幅）を確保して下さい。

(3) 境界部分は、作物の成長時の大きさを考えて作付して下さい。（カボチャ・スイカ等）

(4) 無農薬栽培の利用者にも配慮し、特に境界部分での農薬散布には気を付けて下さい。

② 水道施設

(1) 栽培管理用のみに利用できる水道施設が2箇所あります。

(2) 水道施設の利用の際は、節水に心掛けて下さい。

(3) 水道施設の水は、農園利用者以外は利用できません。

③（残菜・草廃棄施設〔旧堆肥施設〕）

(1) 残菜や草を廃棄できる施設が4箇所あります。

※過去には、堆肥の生産を試みましたが、堆肥生産過程で細菌等が混入する恐れがあることから、堆肥施設としては使用していません。

(2) 残菜・草廃棄施設は、3つの枠で区切られていますが、どこを使用していただいても結構です。

(3) 残菜・草廃棄施設へ残菜・草を廃棄する場合は、土を必ず取り除いてください。

※土等が混入していると廃棄施設で廃棄できない恐れがあります。

(4) 市民農園で出た残菜・草以外のごみ等は絶対に投入しないで下さい。

④伝言板

駐車場内に設置の案内板の裏面に伝言板があります。農園利用者は誰でも利用していただけますので、利用者間の連絡や交流等に活用して下さい。

4. インストラクターの活用について

インストラクターが月1回程度（基本毎月第3土曜日午前）農園を巡回指導していますので、栽培方法などを相談することができます。

5. その他

① 施設管理上、農機具格納庫はありませんので、農具等は各自で管理して下さい。

② 施設管理上、トイレはありませんので、お出かけの際には用便をお済まし下さい。

③ 市民農園で出た残菜・草以外のごみ等は、必ず持ち帰って下さい。

④ ごみや草などを絶対に野焼きしないで下さい。